**　　　　　　　　　　　　　　　　　**

**2015～16年度国際ロータリー第2790地区**

**地区補助金奨学生募集要領**

≪目的≫

　国際ロータリー（ＲＩ）第２７９０地区は、ロータリーの理想に即した修学と奉仕を志す「地区補助金奨学生」を、この要領記載の手続きにより募集選抜し、奨学金の給付等を通じて国際理解と世界平和の促進を支援します。

≪奨学金の種類と内容≫

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 内容の概要 | 募集人数 |
| １学年度奨学金 | 上限＄20,000.-　外国語の勉強ではなく、１学年（９ｹ月）学ぶ正規の学生。２０１５年７月１日から２０１６年６月３０日までの新学期から大学・大学院で修学を開始する者。 | １名 |

≪応募資格≫

1. 応募者は奨学金支給期間の始まる前に、大学での２年間の勉強を終了したか、高校卒業後２年間職業に就いた経験のある人、学業優秀で、かつ留学先国の言語に通じ（英語圏についてはＴＯＥＦＬがｉＢＴ９４、ＣＢＴ２４０、ＰＢＴ５８７以上）学業継続と国際親善の任務を全うしうる者であること。
2. 相手国を理解すると共に、郷土日本の歴史、地理、文化、時事問題等に関し比較説明を行い得る者であること。
3. 上述知識のほか、ロータリーの目的、理想、組織等についての認識と理解が必須です。また、出発前オリエンテーション（合計３回）や行事に出席する義務が課されます。
4. 健康で独創性と順応性を持ち、ロータリーの目標に対して誠実であること。
5. 応募者の居住地、職場、大学、本籍のいずれかが千葉県内になければなりません。
6. ロータリークラブの会員（退会後３年未満の者を含む）及び関係組織の職員、並びにこれらの配偶者及び直系親族（配偶者、養子を含む）は応募できません。
7. 奨学金支給年度以前に１２ヶ月以上留学したことのある国の地域の教育機関で学ぶことはできません。

≪奨学金の条件≫

1. 奨学生は、留学中及び帰国後ロータリーの求めに応じ、少なくとも１０回以上の講演・卓話等各種の国際親善のための奉仕のほか、留学中に定期報告を行う義務を負います。
2. 出発前のオリエンテーションの無断欠席や、語学力不足、学業成績不良、不良行為、報告不提出、無断課程変更、中途退学、国際親善の任務不履行等、奨学金目的の達成困難が明らかになった場合、奨学金は打ち切られます。修学中断の理由によっては、返金を求める場合があります。
3. 支給された奨学金の支給に当たり、７５米ドル以上の経費は、領収書を受領し、後日地区ロータリー財団委員会に提出していただきます。
4. 留学前、留学中、帰国後を通して推薦クラブ、第２７９０地区、及び学友会（奨学生同窓会）との連絡を維持すること。
5. 奨学金支給期間の終了後は、たとえ外国に滞在していても、第２７９０地区の活動に協力するとともに、学友会運営に携わらなくてはなりません。
6. 国際ロータリーやロータリー財団は奨学金支給以外にいかなる責任も負いません。

≪応募手順≫

1. 下記の提出物一覧に掲げる応募書類に漏れなくかつ正確に記入後、**推薦クラブへ３月３１日までに提出**して下さい。ガバナー事務所や地区に直送しても無効です。また、応募書類は返還いたしません。
2. 選考受験票はＲＩ第２７９０地区ガバナー事務所ＨＰ

（http://www.rid2790.jp/2013/access\_elect.html）からダウンロードして下さい。

３．推薦は原則として１クラブにつき１名のため、クラブが指定する日にクラブ選考がある場合があります。クラブによる推薦のない申請書は受理されません。

４．選考日程は次の通りです。

　　　・募集開始：２０１４年７月１日

　　　※募集要領は地区のホームページからダウンロードして下さい。

・クラブ応募締切：２０１５年３月３１日

　　　・地区応募締切：２０１５年４月３０日

　　　・奨学生選考会：２０１５年５月１０日　日曜日　会場：未定

　　　※選考結果は推薦クラブと本人宛に郵便にて発送します。

　　　・合格者説明会：２０１５年６月７日　日曜日　会場：未定

　　　※当日は第１回オリエンテーションを行います。オリエンテーションにはスポンサークラブの顧問ロータリアンにもご同席をお願いします。

　　　・第２回オリエンテーション：２０１５年７月未定　○曜日　会場：未定

　　　・第３回オリエンテーション：２０１５年８月未定　○曜日　会場：未定

５．合格者説明会・出発前オリエンテーション等に出席し、手続きをすべて完了した段階で初めて奨学生となります。欠席者は失格となる場合があります。

≪提出書類一覧≫

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 書　類 | 記入言語 | 部数　 | 備　考 |
| １ | ２０１４-１５年度地区補助金奨学生受験票 | 日本語 | １部 | 添付の受験票使用。要写真添付。４月３０日郵送必着 |
| ２ | 公的な語学試験のスコア | 日本語または英語 | １部 | 英語はＴＯＥＦＬが望ましい。 |
| ３ | 推薦状 | 日本語 | 各１部 | 教師又は適切な雇用主/上司２名からの推薦が必要。書式自由。要厳封。 |
| ４ | 小論文（２種類） | 外国語及び日本語 | 各１部 | 1：申請理由、選考分野及びそれがロータリーにどのように貢献するか、帰国後のキャリア計画、留学先機関の選択理由（A4版2P以内） |
| 2：ボランティア活動、主な関心ごとや活動（スピーチ、社会奉仕活動など）（A4版1P以内） |
| ５ | 成績証明書 | 日本語(英語も可) | １部 | 高校卒業後に就学したすべての教育機関の成績証明の原本。 |

　※外国語は申請者が希望する留学国の使用言語を指します。

※ロータリーの使命や理念については、国際ロータリーのHP（http://www.rotary.org/）をご参考下さい。

≪不明点紹介先≫

国際ロータリー第２７９０地区

2014-15年度ロータリー財団委員会

奨学金小委員会委員長　小野塚　雄

e-mail：info@matsuoh-foods.co.jp

mobilephone:090-3220-3738

≪申請書類送付先≫

国際ロータリー第２７９０地区

2013-14年度ロータリー財団委員会

奨学金小委員会委員長　小野塚　雄

e-mail：info@matsuoh-foods.co.jp

mobilephone:090-3220-3738

**申請者による証明・同意書**

私は、国際ロータリー第２７９０地区、地区補助金奨学金をここに申し受けます。私は、以下の範疇に含まれる人には申請資格がないことを理解しており、私が申請資格を有していることを証明します。（a）ロータリアン及び名誉ロータリアン、（ｂ）ロータリークラブや地区、国際ロータリー、その他関連団体の雇用者、（ｃ）範疇（ａ）及び（ｂ）に該当する人の配偶者、直系家族（血縁による子または孫、入籍または未入籍の養子）、配偶者の直系親族、尊属（血縁の両親や祖父母）及び以上の記述に当てはまるロータリアンやその親族は、大会から３６ヶ月が経過するまでは無資格とされます。

**国際ロータリー第２７９０地区地区補助金奨学金を受領する場合、私は次の項目に同意します。**

1. 国際ロータリーについて学び、ロータリーの親善使節としての使命の一環として、国際親善の責務を果たします。
2. 可能な限り国際ロータリーの推進を手伝い、ロータリー財団が私の名前や写真、そして奨学金関連の活動中に私が作成した報告書を用いることを許可します。
3. 教育機関から入学許可をもらい、ビザを取得し、適切な旅行の手配をし、出発前のすべての義務事項を完了することにおいて私が責任を持ち、私の奨学金に関してロータリー財団地区財団委員会が下した決定に私は従わなければなりなせん。
4. 奨学金支給期間に、同行する私の配偶者または扶養親族に関連する一切の費用は私が責任を持ち、奨学金支給期間中に配偶者以外と同居することは許可されていません。
5. ロータリーのボランティアの精神を受け入れ、奨学金申請時から海外滞在中、そして帰国後も地元地域社会でボランティア活動に従事することが、私に求められています。
6. 奨学金について以下を了承します。

・私の奨学金によって学位、資格、証明書が必ずしも取得できるものとは限りません。

・奨学金年度中に受け取った他の奨学金や補助金があれば、ロータリー財団に通知する義務があります。

・私は、指定された教育機関に必要な費用が支給額を超える場合、ほかの資金調達言を確保する必要があることを理解しています。

・いかなる場合でも、奨学金の延期の申請は考慮されません。

1. 私の奨学金は、次のいずれの理由によっても取り消される可能性があります。

・教育機関への入学許可を確保することができない場合。

・学業成績のレベルが低い場合。

・違法行為が明らかになった場合。

・期日通りに義務付けられた報告をしなかった場合。

・ロータリー財団の同意なしに研究プログラムを変更した場合。

・奨学金支給期間の終了前に当該教育機関を退学した場合。

・留学国や教育機関で使用される言語の語学能力が不足している場合。

・親善使節としての任務を適切に遂行しなかった場合。

・ロータリー財団の指示に従わなかった場合。

・郵送先住所、電話番号、Ｅメールアドレスを含む私の最新の連絡先を、変更の都度、推薦ロータ

リークラブと地区財団委員会に提供することを怠った場合。

・奨学金に関して義務付けられた事柄が遂行できなくなるような不慮の事態が私に起こった場合。

　　奨学金の取り消しにより、一切の支払いが中止され、それまでに支給された金額を返済する可能性が生じることを、私は理解しています。

1. 国際ロータリー、ロータリー財団、研究機関、および各ロータリークラブとロータリアンは、奨学生が奨学金支給期間を超えて研究や勉学に当たるための個人的な福利厚生や責務に対し、一切責務を負うものではありません。国際ロータリーとロータリー財団は、支給した金額を超えるいかなる費用に対しても、責任や義務を有する者ではありません。
2. 私は、奨学金支給期間終了後は、海外滞在中であっても、学友会運営に携わり、学友会の発展に貢献します。

10. これらのことが守られなかった場合、なおかつ、ロータリアンおよび学友に対して誠意のない対応を続けた場合、そのことによって奨学金返金の求めがあった場合には、これに応じます。

|  |
| --- |
| 申請者氏名（直接入力ください） |

|  |
| --- |
| 申請者署名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日付 |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
| **クラブの確認**（申請者は記入しないでください）スポンサークラブ　　　　　　　　　　　　　ＲＣ　連絡電話 面接者代表 　　　　　　　　　　　　　　　面接日付 **顧問ロータリアン**氏名 住所 〒　　　 Ｔｅｌ・Ｆａｘ Ｅメール  　　 署名日付　　　　　　　　　　財団委員長の署名　　　　　　　　会長の署名 |

受験者氏名（　　　　　　　　　　　　　） |